

川崎市立虹ヶ丘小学校いじめ防止基本方針

1 令和7年度 学校経営計画（にじいろプラン）

令和7年度 にじいろプラン

小規模校の良さを生かし、児童一人ひとりが笑顔で、安心して学校生活を送ることができるような教育活動の実現を、地域や保護者と協力してめざしていきます。

教育基本法
学校教育法
学習指導要領等

学校教育目標

かわさき教育プラン

- (1) 健康でたくましい子ども (2) 希望をもち自らを高める子ども
(3) 明るく心豊かな子ども (4) よく考え工夫する子ども (5) すすんで働く子ども

自立

考え、表現し、自らを高める

【中期経営目標】

- I 一人ひとりに
資質・能力を身につける**
◎資質・能力を育み、主体的な学び手を育む。
◎「対話的で深い学び」の授業づくりに取り組む。

【短期経営目標】

- ◎全教科で「聴いて・つなげる・深める」授業を行う。
・「学びのスタンダード」で学び方を身につけ、自分たちで学習を展開できるという自信をもたせる。
◎発言によって学びが深まっているという自己有用感につなげる。

【具体的な取り組み】

- ◎「あたたかな聴き方・やさしい話し方」の獲得。
・うなずきで「共感」、「違いの聞き分け」「質問」で学びを深める。
◎「自分の言葉で話せる子」の育成。
・相手に届く声で、わかりやすく伝える工夫を考える子の育成。
◎「わからない」を解決する問題解決型の学びを行う。

協働

人にやさしく、大切に

II 互いのよさを認め 尊重しあう

- ◎一人ひとりが違いを認め、多様性を尊重し合いながら共生・協働の心の育成を目指す。

- ◎いのちの授業と日常的な人権尊重教育、人や自然とのかかわりを通して共に生きようとする心豊かな人間性の育成。

- ◎児童の声に耳を傾け、心に寄り添う支援を全職員で行う。
・問いかけて待つ、表現させて、認めることを積み重ねる。
・児童同士の認め合いの場で自己肯定感を高めさせる。

◎いじめのない学校づくり。 早期発見と適切な初期対応。

- ・異なる考えを認めるクラスの雰囲気をつくる。
◎自分、友達や周りの人を大切に
にする心を育てる。
◎感謝の心を育てる教育
◎たてわり活動や異学年・異世代とのかかわりからの学びによるやさしい心の育成。
◎様々な機会を生かして、子ども
のよい姿を認めていく。

創造

だれかのために自ら行動
工夫し、自ら切り開く

III 生きる力の育成

- ◎児童一人一人のよさを引き出し、主体的に考えて行動する児童を育てる。
◎他者貢献、社会参画の態度と心を育成する。

- ◎児童の自主的な活動を引き出す取り組み。
・役割を与え、考えて行動する力を育成する。またその中で責任感や自己有用感を育てる。
◎めあてをもち、考えて行動し、振り返ることで、成長を自覚する資質・能力を身に付けさせる。
◎自分の心と身体を調整する力を育成する。

- ◎児童の創意による活動で、自ら考え、行動する力が育つ取り組みを行う。
・計画委員会による「学校を共に
につくる」取り組みなど。
・各委員会で「学校のために何
ができるか」を考え、実行し、
ふりかえりの力と他者貢献の
力の育成。
◎たてわり活動、学級活動、行事
などの役割で、自分の考えを
伝える力を育てる。

社会に開かれた教育課程

IV 保護者や地域から信頼 される開かれた学校

- ◎市民から信頼される学校づくりを進め、コミュニティ・スクールとして地域と共に歩む学校をめざす。

- ◎家庭・地域、学校運営協議会との連携し、その教育力を活用した学校づくり。
・積極的な情報発信。
・防災・防犯、情報モラル意識等、安心・安全への意識を
こにに取り組む。
・地域素材を生かした授業
とカリキュラムをつくる。

◎保護者参加型の授業・活 動・学校をつくる。

- ・保護者の学校行事や教育活動への参加を増やす。
・保護者による読み聞かせ
を行う。
◎学校だより、学級だより、
学校ホームページ等で、児童の姿、学校の情報を発信。
◎学校運営協議会と共に学校
力向上に努める。
◎保護者や地域の方の参加
学習、地域の学習のカリキ
ュラム化の推進。

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどの学校や集団にも、どの児童にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切に授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。**(巡回カウンセラーの活用)**

② 児童の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童を一人の人間として尊重し、児童の気持ちを理解し、児童と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするこで、児童は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

④ 児童の自浄力を育てます

児童自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童の顔色や姿勢、学習態度などは、児童の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童や保護者に啓発することによって、いじめられている児童や周りの児童が相談しやすい環境をつくります。**(巡回カウンセラーによる教育相談体制の確立)**

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

※本校では「児童支援部会」及び「いじめ緊急対策委員会」をもって「いじめ防止対策会議」とします

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」といいます）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童指導担当者、支援教育コーディネーター等と当該事案に関わる教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下、「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援、指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童への支援

- もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法など）を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に該当する場合を重大事態といたします。

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
「いじめにより」とは、①②に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和7年度 虹ヶ丘小学校児童支援部会（「いじめ防止対策会議」を兼ねる）

(1) 児童支援部会の目的と役割について

1) 目的

虹ヶ丘小学校の児童支援とは、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症および、その周辺の児童を含めた虹ヶ丘小学校児童全員を対象としている。その一人ひとりの自立や社会参加に向けて教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服したり、子ども同士が、一人ひとりの人格を尊重しながら、お互いのよさを認め、自己実現でき、生き生きと学校生活を送れるようにしたりするために、適切な教育や指導・支援を行うものである。

2) 役割

特別な教育的支援の必要な児童を含む全ての児童が、学校生活全体の中で学びやすく、より生活しやすくするためには、学級担任や教科担任の努力や工夫だけでは限界がある。そこで学校全体で支援していくために、児童支援コーディネーターを中心に多面的な指導・支援の方法を探り、協議し、検討を経て、適切な指導・支援ができるようにする。

- ・ 全職員、保護者が児童支援について理解を深め、研修・運営や広報を行う。特に授業者は、児童誰でもがわかる授業をできるような研修も行い、実施する。（授業・教室掲示のユニバーサル化）
- ・ アンケートや効果測定等を行い、児童理解に努める。
- ・ 全校でのルールを把握できるようにし、場面をとらえて、指導・支援を行う。ルールを変える場合には、職員会議等で話し合ったり、職員会議の話しあい後、計画委員会を中心に代表委員会で決定したりする。
- ・ 毎月の生活目標を定め、児童がお互いに意識してよりよい学校生活をおくれるよう指導・支援を行う。毎月の朝会で、学年ごとに目標を全校に伝える機会をもうける。
- ・ 特別な支援を必要とする児童について話し合い、可能な支援（原因・方法・体制の検討など）を探る。観察、実態把握、分析に基づいて、計画を立て指導を行う。（ケース会議）
- ・ 校内での支援に使える人的・物的資源の活用について考える。一人ひとりの児童支援をする際、必要な人、教材、教具、場所や場面の活用を考え、その連絡調整を図る。
- ・ 外部機関との連絡を図る。川崎市総合教育センター、巡回カウンセラー、療育センター、通級指導教室、民生委員、わくわくプラザ、SSWなどの連携協力関係を確立し、より効果的な支援を探る。

- ・ 支援教育コーディネーターは、保護者に対して、相談窓口・特別支援教育のお知らせ・保護者との教育相談・校内委員会・部会・全体会の企画運営・校内支援体制のコーディネート・研修会の計画、実施・外部連携のコーディネート・授業観察・行動観察・校内教員との相談・情報交換などを部会の中心になって行う。

3) 全職員で特別支援教育に取り組む組織と役割

○校内委員会（ケース会議）

- ・ 構成メンバー(校長、教頭、支援教育コーディネーター、養護教諭、担任 等)※必要に応じて外部機関

○児童支援部会

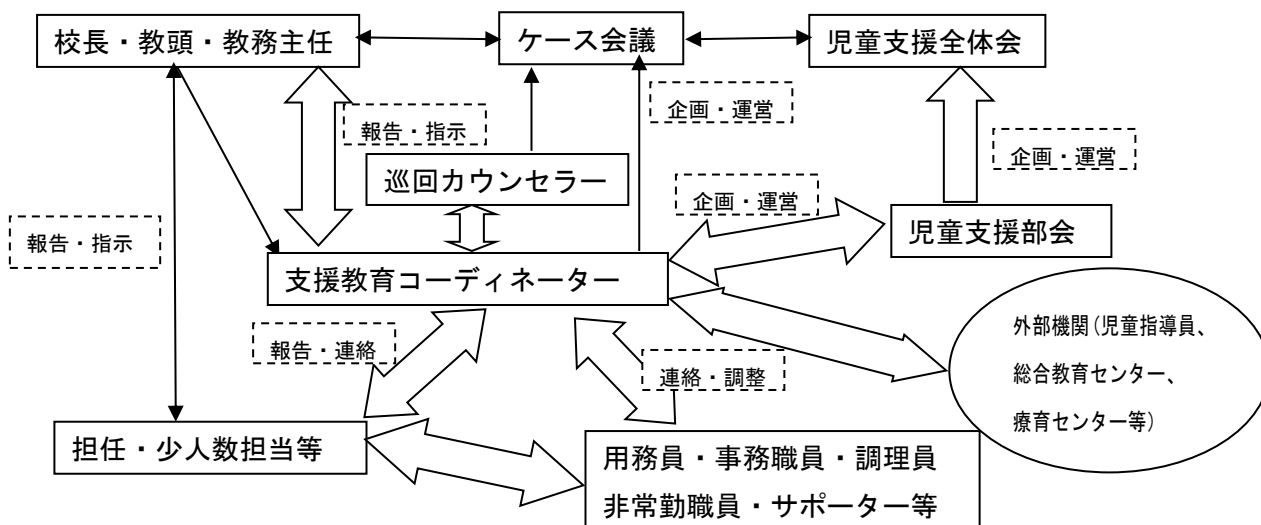
- ・ 構成メンバー（支援教育コーディネーター、養護教諭、低・中・高学年担当・人権共生教育担当）
- ・ 全体会への提案、内容（研修）の企画・計画・運営
- ・ 外部機関との連携・調整
- ・ 教育相談・ケース会議の実施
- ・ かわさき共生共育プログラム・効果測定についての提案・研修等
- ・ 児童把握のためのアンケート実施
- ・ 外部連携（児童指導・学警連・教育委員会等含む）
- ・ 提出書類作成・送付
- ・ 記録・記録ファイル管理
- ・ 月目標の作成・振り返り
- ・ 長期休み前に朝会で話
- ・ 校内委員会または、管理職への連絡・報告
- ・ 緊急性や必要性に応じた対応に対して、いつでも対応する。

○児童支援全体会 低学年・高学年・サポート部会

支援を必要とする児童の実態報告資料等をもとに、実態の報告、それに対する現在の手立て、参加者による補足説明や有効な手立ての追加など意見を交換し、よりよい方法を探っていく。

- ・ 全職員で共通理解し、支援が必要な児童の対応を話し合い、支援の方法を探る。
- ・ 全職員が参加し、見取り、判断と支援方法などを話し合う。
- ・ 全職員が児童の実態や支援方法を把握し、全教職員で対応をする。

○情報の流れ



(2) 令和7年度 年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・支援を要する児童の共通理解 ・かわさき共生* 共育プログラムの取組について
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート実施に向けた内容検討 ・かわさき共生* 共育プログラム第1回実施 ・支援を要する児童の支援計画
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート実施 ・学校生活アンケート結果を受けての対応 ※【児童指導点検強化月間】の取組 ・かわさき共生* 共育プログラム第2回実施 ・効果測定の実施
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・かわさき共生* 共育プログラム第3回実施 ・個人面談週間の実施 ・夏休み期間中の対応確認 ・学校生活アンケートの情報交換、共通理解
8	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの防止対策・未然防止に関する研修会 ・効果測定の結果検討
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・個人面談週間の実施 ・かわさき共生* 共育プログラム第4回実施 ・前期の反省とまとめ、後期の具体的な取組の確認
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・かわさき共生* 共育プログラム第5回実施
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート実施 ・学校生活アンケート結果を受けての対応
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・個人面談週間の実施 ・第2回効果測定実施 ・学校生活アンケートの情報交換、共通理解
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回効果測定結果検討
2	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・かわさき共生* 共育プログラム第6回実施 ・今年度の反省→学校評価（保護者及び児童） ・学校体制振り返り月間の取組
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

※ケース会議は必要に応じて随時開催する。

(3) 本校のいじめ防止に向けた取り組み

児童の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・代表委員会等の活動
- ・レインボー運動タイムでの人間関係づくり
- ・自主的なあいさつ運動の実施

[交流活動の活性化]

- ・たてわり活動の計画的な実施
- ・里山早野ボランティアの方々との交流
- ・高齢者施設訪問、県立支援学校訪問の教育課程への位置づけ（4年生）
- ・幼保小および小中連携活動
- ・地域教育会議、町内会、子ども会など地域行事での交流活動（早野の炭焼き体験、夏祭り等）
- ・チャレンジパークでの交流
- ・コミュニティや地域の方々との交流（むかしあそび等）

[啓発活動]

- ・朝会での呼びかけ「いじめの四重円」、児童支援部による劇、掲示物作成
- ・朝会での生活目標、振り返り

保護者の取組（PTCA 活動）

- ・メールや広報誌での呼びかけ

地域住民の取組

- ・地域での見守り活動

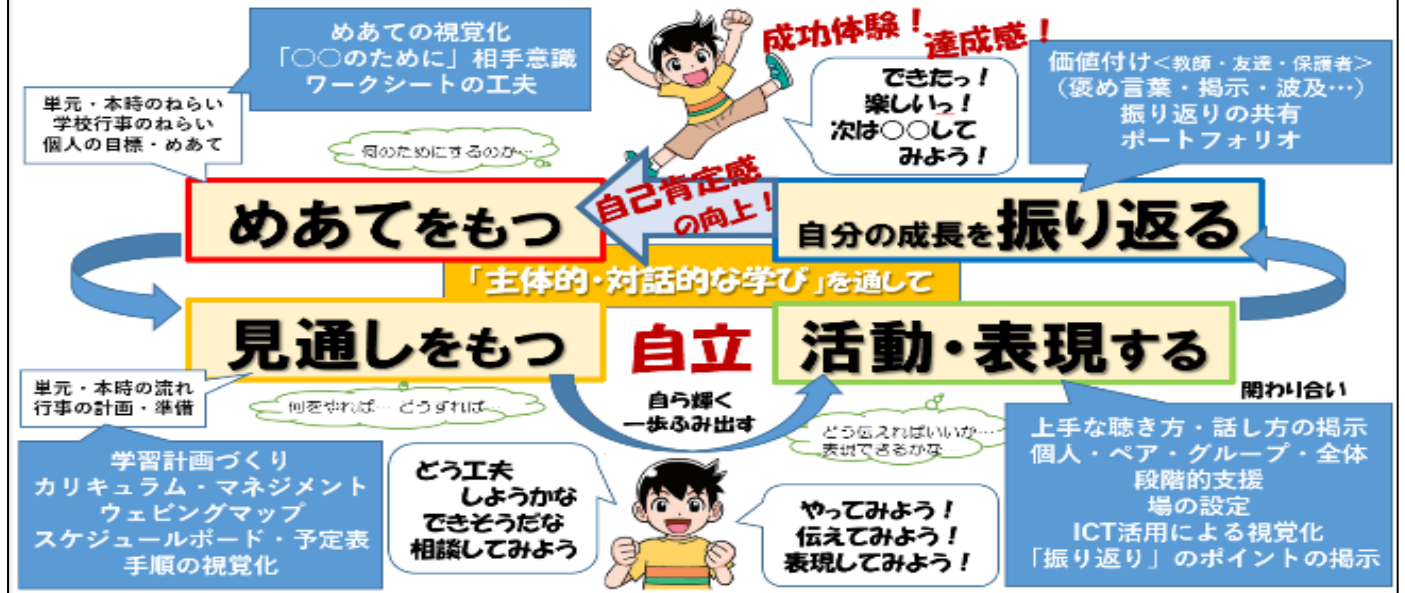
キャリア在り方生き方教育による自己肯定感の向上

- ・聴いて・つないで・深める授業を行う。
- ・授業、学校行事等、教育活動すべてにおいて、PDCA サイクルにより、めあてを意識化させ、自分の成長を実感できる教育実践を目指す。
- ・自分のよさ、友だちのよさを認め合い自己肯定感の向上を目指す。
- ・「かかわり合う力」「わたしを見つめる力」「さぐる力」「きりひらく力」の育成。

3ピース 笑顔あふれる 幸せな学校をつくる

- ・居場所となる学校を、安心して自分らしさを発揮できる場にする。
- ・言葉による自己表現を通して、人間関係をつくる。
- ・一人ひとりの考えが生かされ、学び合う学級集団をつくる。
- ・地域の中で学ぶ子を育て、地域と共に歩む学校にする。

キャリア在り方生き方教育による自己肯定感の向上



※本校の過去の校内研究より、「キャリア在り方生き方教育」によるPDCAサイクル図

(4) 虹ヶ丘小学校のきまり



※より良い学校教育のため、予告なく変更することがあります。

【令和7年4月発行】

生活について	登校・下校は必ず通学路を 登校時刻 8:00~8:20 ★8:30以降に登校した時は 正門のインターホン をならして門を開けてもらいましょう。 ・登校後、忘れ物を取りになど、家に帰ることはできません。 下校時刻 ・授業終了後15分後には校舎を出しましょう。	朝は8:30からスタート 登校したら教室にランドセルを置きます。 月:朝会・集会(8:25には体育館へ) 火:短時間学習 水:レインボータイム 読書タイム 木:短時間学習 金:短時間学習	服装・持ち物には名前をはっきり 服装・持ち物 ・動きやすい服装・運動靴 ・ランドセル ・給食袋、口拭きタオル ・ナフキン、ハンカチ・ティッシュ ・連絡帳・連絡袋 ・上履き (前とかかとに必ず記名) ・水筒(お茶または水) ※ネックウォーマー、マフラー、手袋、耳当て、防寒着は登下校の時だけです。	校舎内はルールを守り安全に 職員室 ・中に入らず、入口のドアで、「失礼します。〇年の〇〇です。」と言ってから用件を伝えます。 教室 ・自分の教室以外の部屋には、先生の許可なく児童だけで入りません。 廊下・階段 ①しらない、②わがない ③ぎ側通行を守ります。 ※昇降口・職員玄関前・校舎の北側・廊下・階段・コンクリートの上では遊びません。	休み時間の過ごし方 晴れた日は校庭で ・サッカー遊びができるのは 登校後8:15まで です。 ・一輪車、竹馬を使ったらきちんと元の場所にもどしましょう。 ※人目のない場所では遊びません。 ・プールのまわり ・倉庫や体育館の裏など 雨の日 ・赤札の時は校庭で遊べません。
	ふで箱・中身はシンプルに ・鉛筆(2B 5本) 毎日削って点検します。 ・消しゴム(よく消えるもの) ・赤、青鉛筆 ・名前書き油性ペン ・筆箱に入る長さの定規 持ってきません ・シャープペンシル ・折りたたみ式定規	体育の授業のときの服装 基本 ・白の丸首半袖シャツ・紅白帽子(つばあり) ・紺のクォーターパンツ(ひざ上であれば可) ・爪は短く切ります。 ・長い髪は、束ねます。 冬季 ・体育専用のトレーナー(フード、ファスナーのないもの) ・長袖長ズボン可(体育着として安全なもの) ※タイツ・レギンスは不可。 ※肌着が汗で湿ったり汚れたりする場合があります。必要に応じて着替えを持参しましょう。	学校に置いておく学習用具 ・探検バッグ・習字セット ・絵の具セット・裁縫セット ・辞典や辞書 ・音楽バッグ(教科書・歌集・リコーダー・ファイル・鍵盤ハーモニカ) ・国語・算数以外の教科書 ・道具箱(はさみ、のり、色鉛筆、折り紙、クレパス、セロハンテープなど)	学校から帰ったら明日の準備 ① 連絡帳・連絡袋の確認 ② プリント類を家の人に渡す。 ③ 家庭学習 ④ 翌日の学習用具等の準備	
学習について	早寝・早起き・朝ごはん ・1時間目から集中して学習に取り組めるように、6:30~7:00ぐらいに起きる習慣づくりをお願いします。 ・体力、気力、集中力、思考力の活性化のためにも、しっかり朝食をとってから登校するようにお願いします。 ・登校前にお子様の健康観察をお願いします。	来校時のお願い ・必ずIDカードの着用をお願いします。 ・学校の敷地内での撮影や授業中の私語は、お控えください。また、携帯電話等は、マナーモードにしてください。 ・自動車、バイク、自転車での来校は、ご遠慮ください。(原則として)	欠席・早退・遅刻はミマモルメ・連絡帳で ・欠席、遅刻は、ミマモルメでお知らせください。 ・早退、その他の連絡事項は連絡帳でご連絡ください ・朝のうちに連絡のない場合は、家庭訪問や電話で確認させていただきます。 ・遅刻、早退は、安全確保のために、保護者の送迎を教室までお願いします。 ※電話の対応は、8:00~17:00までです。また17:30以降は繋がりませんのでご承知ください。	放課後、休日のルールについて ・原則として、 帰宅後・休日は、学校にものを取りに来たり届けに来たりすることは禁止しています。 ・子どもだけで、ゲームセンター・映画館・遊園地など、繁華街への外出はしないように指導しています。 ・お子さんに携帯電話等を持たせるときには、ご家庭できちんとルールの確認をお願いします。	持ち物について ・上履きを忘れたときは、学校で貸し出しをしています。洗って返却をお願いします。

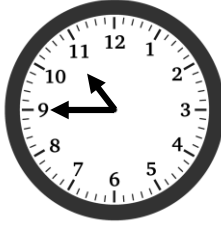
★じかんで まもろう

あさ



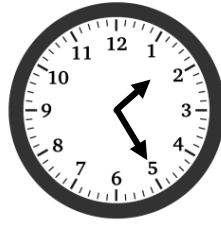
8時20分
までに
教室に入る

なかやすみ



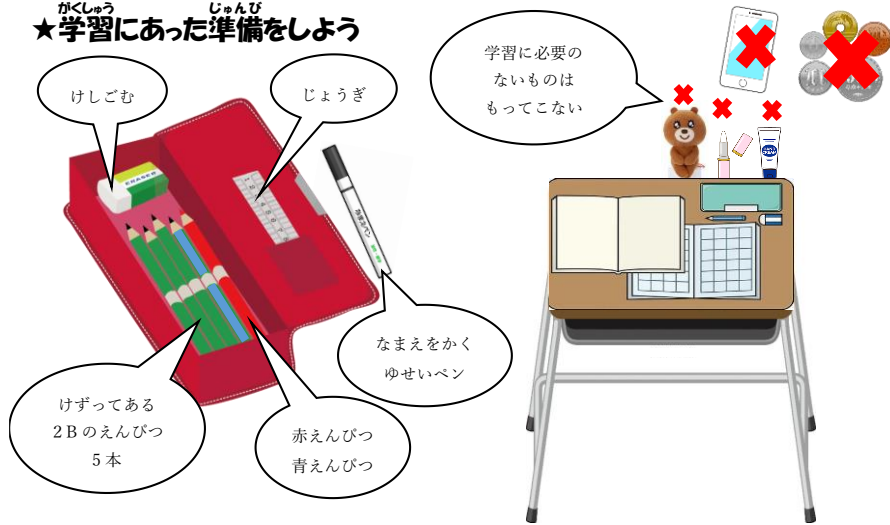
10時45分
教室にもどり
次の学習の準備

おひるやすみ



1時25分
トイレ・水のみをすませ
次の学習の準備

★学習にあつた準備をしよう



★安全に生活しよう

- ・ハンカチ、ティッシュをもちます。
- ・ろうかやかいだんは、しずかに右がわをあるきます。
- ・学習でひつようなときには、長いかみのけはたばねます。



(5) 関係機関電話番号

関係機関	電話	Fax・備考
特別支援教育センター	844-374 1 (教員用)	
こども文化センター	987-3654	
麻生区・教育担当	951-1405 (SSW)	
通級指導教室(言語)はるひ野小	989-2260(言語)	989-2261(行動)
北部療育センター 社会福祉同愛会	988-3144	986-2082
にじのそら虹ヶ丘保育園	986-2424	986-2400
北部児童相談所	931-4300	
教育相談センター	844-3700(保護者用)	
学校巡回カウンセラー	541-3633	
区役所地域みまもり支援センター	965-5160	
神奈川県立麻生支援学校	980-4850	
ゆうゆう広場「あさお」	953-2021	953-2021
はくさん児童家庭支援センター	712-4073	